

建物共済約款の一部改正について

建物共済約款の一部を下記のとおり改正いたしましたのでお知らせいたします。

記

【改正の理由】

建物共済約款例（平成 22 年 2 月 8 日 21 経営第 5407 号農林水産省経営局長通知）の一部改正に伴う改正

【改正の概要】

（1）水道管凍結修理費用共済金の新設

水漏れを生じていない水道管の凍結損害に対して、その復旧費用を実費で補償（1 事故 10 万円を限度）する水道管凍結修理費用共済金を新設いたします。

（2）失火見舞費用共済金の拡充

失火見舞共済金の支払限度額を「20 万円」から「50 万円」まで引き上げます。

【効力の発生時期】

この約款は、令和 2 年 6 月 9 日より施行し、改正後の約款は、令和 2 年 4 月 1 日以降に共済責任期間の開始する共済関係から適用いたします。

建物共済約款新旧対照表

改 正	現 行
<p style="text-align: center;">建物火災共済約款</p> <p>(共済責任期間)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 共済責任期間が始まった後であっても、この組合は、共済掛金等の払込み前に発生した事故による損害又はその事故の発生に伴い生じた費用に対しては、共済金(損害共済金、残存物取片付け費用共済金、地震火災費用共済金、特別費用共済金、損害防止費用共済金、<u>失火見舞費用共済金及び水道管凍結修理費用共済金</u>をいいます。以下同様とします。)を支払いません。</p> <p>4 (略)</p> <p>(損害防止費用共済金を支払う場合)</p> <p>第7条 この組合は、この約款に従い、共済目的について加入者が第 36 条(損害防止義務)第2項の規定により第3条(損害共済金を支払う場合)の損害の防止又は軽減のために必要な費用(以下「損害防止軽減費用」といいます。)を負担した場合において、次の各号に掲げる費用(その費用に係る物の損害について、第3条(損害共済金を支払う場合)の損害として填補される部分を除きます。)に対して、損害防止費用共済金を支払います。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>	<p style="text-align: center;">建物火災共済約款</p> <p>(共済責任期間)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 共済責任期間が始まった後であっても、この組合は、共済掛金等の払込み前に発生した事故による損害又はその事故の発生に伴い生じた費用に対しては、共済金(損害共済金、残存物取片付け費用共済金、地震火災費用共済金、特別費用共済金、損害防止費用共済金<u>及び</u>失火見舞費用共済金をいいます。以下同様とします。)を支払いません。</p> <p>4 (略)</p> <p>(損害防止費用共済金を支払う場合)</p> <p>第7条 この組合は、この約款に従い、共済目的について加入者が第 34 条(損害防止義務)第2項の規定により第3条(損害共済金を支払う場合)の損害の防止又は軽減のために必要な費用(以下「損害防止軽減費用」といいます。)を負担した場合において、次の各号に掲げる費用(その費用に係る物の損害について、第3条(損害共済金を支払う場合)の損害として填補される部分を除きます。)に対して、損害防止費用共済金を支払います。</p> <p>(1)～(3)</p>

改 正	現 行
<p><u>(水道管凍結修理費用共済金を支払う場合)</u></p> <p><u>第9条</u> この組合は、この約款に従い、共済目的である建物の専用水道管の凍結により生じた破損(第3条6号による損害により共済金を支払う場合及びパッキングのみに生じた損害を除きます。)に伴い当該専用水道管の復旧に要する費用(以下「水道管凍結修理費用」といいます。)に対して、水道管凍結修理費用共済金を支払います。ただし、区分所有建物の専有部分を共済の対象とする場合は共用部分の専用水道管について、区分所有建物の共用部分を共済の対象とする場合は専有部分の専用水道管について水道管凍結修理費用共済金を支払いません。</p> <p>第3章 共済金の支払額 (損害共済金の支払額)</p> <p><u>第10条</u> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 加入者が故意又は重大な過失によって第36条(損害防止義務)第1項及び第2項の規定による義務を怠った場合は、損害の額から防止又は軽減することができたと認められる額を差し引いて得た額を損害の額とみなします。</p> <p>4 (略)</p> <p><u>第11条～第14条</u> (略)</p> <p>(失火見舞費用共済金の支払額)</p> <p><u>第15条</u> この組合は、失火見舞費用共済金として、第8条(失火見舞費用共済金を支払う場合)の損害が発生した世帯又は法人(以下「被災世</p>	<p>(新設)</p> <p>第3章 共済金の支払額 (損害共済金の支払額)</p> <p><u>第9条</u> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 加入者が故意又は重大な過失によって第34条(損害防止義務)第1項及び第2項の規定による義務を怠った場合は、損害の額から防止又は軽減することができたと認められる額を差し引いて得た額を損害の額とみなします。</p> <p>4 (略)</p> <p><u>第10条～第13条</u> (略)</p> <p>(失火見舞費用共済金の支払額)</p> <p><u>第14条</u> この組合は、失火見舞費用共済金として、第8条(失火見舞費用共済金を支払う場合)の損害が発生した世帯又は法人(以下「被災世</p>

改 正	現 行
<p>帯」といいます。)の数に1被災世帯あたりの支払額(50万円)を乗じて得た額を支払います。ただし、1回の事故につき、共済金額(共済金額が共済価額を超えるときは、共済価額とします。)の20%に相当する額を限度とします。</p> <p>2 (略)</p> <p>(水道管凍結修理費用共済金の支払額)</p> <p>第16条 この組合は、水道管凍結修理費用の額を水道管凍結修理費用共済金として支払います。ただし、1共済事故ごとに、10万円を限度とします。</p> <p>2 前項の場合において、この組合は、前項の規定によって支払うべき水道管凍結修理費用共済金と他の共済金との合計額が共済金額を超えるときでも、支払います。</p> <p>(他の保険契約等がある場合の共済金の支払額)</p> <p>第17条 共済目的について第3条(損害共済金を支払う場合)の損害又は第4条(残存物取片付け費用共済金を支払う場合)から第9条(水道管凍結修理費用共済金を支払う場合)までの費用に対して保険金又は共済金を支払うべき他の保険契約又は共済契約若しくは共済関係(以下「重複契約関係」といいます。)がある場合であっても、第10条(損害共済金の支払額)から第16条(水道管凍結修理費用共済金の支払額)までの規定により算出した共済金を支払います。</p> <p>2、3 (略)</p> <p>(共済金を支払わない損害)</p>	<p>帯」といいます。)の数に1被災世帯あたりの支払額(20万円)を乗じて得た額を支払います。ただし、1回の事故につき、共済金額(共済金額が共済価額を超えるときは、共済価額とします。)の20%に相当する額を限度とします。</p> <p>2 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(他の保険契約等がある場合の共済金の支払額)</p> <p>第15条 共済目的について第3条(損害共済金を支払う場合)の損害又は第4条(残存物取片付け費用共済金を支払う場合)から第8条(失火見舞費用共済金を支払う場合)までの費用に対して保険金又は共済金を支払うべき他の保険契約又は共済契約若しくは共済関係(以下「重複契約関係」といいます。)がある場合であっても、第9条(損害共済金の支払額)から第14条(失火見舞費用共済金の支払額)までの規定により算出した共済金を支払います。</p> <p>2、3 (略)</p> <p>(共済金を支払わない損害)</p>

改 正	現 行
<p>第18条 (略)</p> <p>(1) 加入者又はその者の法定代理人(加入者が法人であるときは、その理事、取締役又は法人の業務を執行するその他の機関。以下この条において同様とします。)の故意又は重大な過失によって発生した損害。ただし、第44条(他人の所有する物を建物共済に付した場合)の規定により、他人の所有する物を建物共済に付したときは、加入者又はその者の法定代理人の故意によって発生した損害</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(共済金を支払わない場合)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>(1) 加入者が第35条(損害発生の場合の手続)第1項の通知を怠り、又は故意若しくは重大な過失によって不実の通知をした場合</p> <p>(2) 加入者が正当な理由がないのに第35条(損害発生の場合の手続)第2項の調査を妨害した場合</p> <p>(3) 加入者が第36条(損害防止義務)第3項の指示に従わなかった場合</p> <p>(4) 第24条(重大事由による解除)第1項により解除した場合</p> <p>(5) 加入者が共済金の支払請求手続を<u>行使することができる時から3年間行使しない</u>場合</p> <p>(6) 第31条(告知・通知義務の承認の場合)の規定により共済掛金等が追加徴収になる場合において、この組合の請求に対し加入者が支払を怠った場合</p>	<p>第16条 (略)</p> <p>(1) 加入者又はその者の法定代理人(加入者が法人であるときは、その理事、取締役又は法人の業務を執行するその他の機関。以下この条において同様とします。)の故意又は重大な過失によって発生した損害。ただし、第42条(他人の所有する物を建物共済に付した場合)の規定により、他人の所有する物を建物共済に付したときは、加入者又はその者の法定代理人の故意によって発生した損害</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(共済金を支払わない場合)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>(1) 加入者が第33条(損害発生の場合の手続)第1項の通知を怠り、又は故意若しくは重大な過失によって不実の通知をした場合</p> <p>(2) 加入者が正当な理由がないのに第33条(損害発生の場合の手続)第2項の調査を妨害した場合</p> <p>(3) 加入者が第34条(損害防止義務)第3項の指示に従わなかった場合</p> <p>(4) 第22条(重大事由による解除)第1項により解除した場合</p> <p>(5) 加入者が共済金の支払請求手続を<u>3年間怠った</u>場合</p> <p>(6) 第29条(告知・通知義務の承認の場合)の規定により共済掛金等が追加徴収になる場合において、この組合の請求に対し加入者が支払を怠った場合</p>

改 正	現 行
<p>第20条 (略)</p> <p>(告知義務違反による解除)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の解除が損害発生の後に行われた場合において、この組合は、第27条 (共済関係の解除の効力) の規定にかかわらず、共済金を支払いません。もし、既に共済金を支払っていたときは、この組合は、その共済金の返還を請求することができます。ただし、解除の原因となった事実に基づかずに発生した損害については、この組合は共済金を支払います。</p> <p>4 (略)</p> <p>(通知義務)</p> <p>第22条 (略)</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>(4) 共済目的が第3条 (損害共済金を支払う場合)、第5条 (地震火災費用共済金を支払う場合) 又は第9条 (水道管凍結修理費用共済金を支払う場合) の事故以外の原因により破損したこと</p> <p>(5) ~ (10) (略)</p> <p>2 ~ 5 (略)</p> <p>(危険増加による解除)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>第18条 (略)</p> <p>(告知義務違反による解除)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の解除が損害発生の後に行われた場合において、この組合は、第25条 (共済関係の解除の効力) の規定にかかわらず、共済金を支払いません。もし、既に共済金を支払っていたときは、この組合は、その共済金の返還を請求することができます。ただし、解除の原因となった事実に基づかずに発生した損害については、この組合は共済金を支払います。</p> <p>4 (略)</p> <p>(通知義務)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>(4) 共済目的が第3条 (損害共済金を支払う場合) 又は第5条 (地震火災費用共済金を支払う場合) の事故以外の原因により破損したこと</p> <p>(5) ~ (10) (略)</p> <p>2 ~ 5 (略)</p> <p>(危険増加による解除)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 (略)</p>

改 正	現 行
<p>3 第1項の解除が損害発生の後に行われた場合において、この組合は第27条（共済関係の解除の効力）の規定にかかわらず、解除となる事実が発生した時から解除される時まで発生した損害については、共済金を支払いません。また、既に共済金を支払っていたときは、この組合はその共済金の返還を請求することができます。</p> <p>4（略）</p> <p>（重大事由による解除）</p> <p>第24条</p> <p>（1）～（3）（略）</p> <p>2 前項による解除が損害が発生した後に行われた場合において、この組合は第27条（共済関係の解除の効力）の規定にかかわらず、前項第1号から第3号までの事由が発生した時から解除された時まで発生した損害については、共済金を支払いません。また、既に共済金を支払っていたときは、この組合は、その共済金の返還を請求することができます。</p> <p>3（略）</p> <p>第25条～第27条（略）</p> <p>第6章 共済関係の失効等</p> <p>（共済関係の失効）</p> <p>第28条（略）</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）共済目的が第18条（共済金を支払わない損害）の事故によって滅</p>	<p>3 第1項の解除が損害発生の後に行われた場合において、この組合は第25条（共済関係の解除の効力）の規定にかかわらず、解除となる事実が発生した時から解除される時まで発生した損害については、共済金を支払いません。また、既に共済金を支払っていたときは、この組合はその共済金の返還を請求することができます。</p> <p>4（略）</p> <p>（重大事由による解除）</p> <p>第22条（略）</p> <p>（1）～（3）（略）</p> <p>2 前項による解除が損害が発生した後に行われた場合において、この組合は第25条（共済関係の解除の効力）の規定にかかわらず、前項第1号から第3号までの事由が発生した時から解除された時まで発生した損害については、共済金を支払いません。また、既に共済金を支払っていたときは、この組合は、その共済金の返還を請求することができます。</p> <p>3（略）</p> <p>第23条～第25条（略）</p> <p>第6章 共済関係の失効等</p> <p>（共済関係の失効）</p> <p>第26条（略）</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）共済目的が第16条（共済金を支払わない損害）の事故によって滅</p>

改 正		現 行
<p>失したこと</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 共済目的について譲渡又は相続その他の包括承継があった場合は、第 <u>43</u> 条（共済関係の承継）第 1 項の規定により共済関係を承継したときを除き、その共済関係は、その譲渡又は相続その他の包括承継があった時からその効力を失います。</p> <p><u>第 29 条・第 30 条</u> (略)</p> <p>(告知・通知義務の承認又は共済関係承継の承諾の場合)</p> <p>第 <u>31</u> 条 第 <u>20</u> 条（告知義務）、第 <u>22</u> 条（通知義務）第 1 項又は第 <u>43</u> 条（共済関係の承継）第 1 項の承認又は承諾をする場合には、この組合は、<u>次の表</u>に定めるところに従い、追加共済掛金等の支払請求又は共済掛金の減額をすることができます。</p>		<p>失したこと</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 共済目的について譲渡又は相続その他の包括承継があった場合は、第 <u>41</u> 条（共済関係の承継）第 1 項の規定により共済関係を承継したときを除き、その共済関係は、その譲渡又は相続その他の包括承継があった時からその効力を失います。</p> <p><u>第 27 条・第 28 条</u> (略)</p> <p>(告知・通知義務の承認の場合)</p> <p>第 <u>29</u> 条 第 <u>18</u> 条（告知義務）、第 <u>20</u> 条（通知義務）第 1 項又は第 <u>41</u> 条（共済関係の承継）第 1 項の承認又は承諾をする場合には、この組合は、<u>別に</u>定めるところに従い、追加共済掛金等の支払請求又は共済掛金の減額をすることができます。</p> <p><u>(新設)</u></p>
承認又は承諾する場 合	追 加 額	払 戻 額
<u>1 加入者が第 3 条（損害共済金を支払う場合）の事故による損害が発生する前に建物共済加入申込書の記載事項について更正の</u>	<u>共済金額に記載事項の更正後に適用される共済掛金率及び事務費賦課金率を乗じて得た共済掛金等の額から既に領収した共済掛金等を差し</u>	<u>既に領収した共済掛金から共済金額に記載事項の更正後に適用される共済掛金率を乗じて得た共済掛金の額を差し引いた残額</u>

改 正			現 行
<u>申出をし、組合がこれを承認する場合</u>	<u>引いた残額</u>		
<u>2 加入者が共済責任の開始後、建物の用途・構造を変更し又は改築若しくは増築等について共済目的の異動を通知し、又は共済目的の譲受人及び相続人その他の包括承継人が共済関係の承継の承諾申請をし、農業共済団体がこれを承認し、又は承諾する場合</u>	<u>承認又は承諾した日以後の未経過共済責任期間日数に対して、変更後の共済掛金等の額から変更前の共済掛金等の額を差し引いた残額</u>	<u>承認又は承諾した日以後の未経過共済責任期間日数に対して、変更前の共済掛金の額から変更後の共済掛金の額を差し引いた残額</u>	
<p>(共済掛金の返還—解除の場合)</p> <p>第 32 条 第 21 条（告知義務違反による解除）第 1 項、第 24 条（重大事由による解除）第 1 項又は第 35 条（損害発生の場合の手續）第 4 項の規定により、この組合が共済関係を解除した場合は、共済掛金等は返還しません。</p> <p>2 第 22 条（通知義務）第 3 項、第 23 条（危険増加による解除）第 1 項又は第 26 条（共済目的の調査拒否による解除）第 1 項の規定により、</p>			<p>(共済掛金の返還—解除の場合)</p> <p>第 30 条 第 19 条（告知義務違反による解除）第 1 項、第 22 条（重大事由による解除）第 1 項又は第 33 条（損害発生の場合の手續）第 4 項の規定により、この組合が共済関係を解除した場合は、共済掛金等は返還しません。</p> <p>2 第 20 条（通知義務）第 3 項、第 21 条（危険増加による解除）第 1 項又は第 24 条（共済目的の調査拒否による解除）第 1 項の規定により、この組合が共済関係を解除した場合は、払込みを受けた共済掛金から既</p>

改 正		現 行
<p>この組合が共済関係を解除した場合は、払込みを受けた共済掛金から既経過期間に対して<u>次の表により</u>計算した共済掛金を差し引いた残額を返還します。</p>		<p>経過期間に対して<u>この組合の定める係数をもって</u>計算した共済掛金を差し引いた残額を返還します。</p>
<u>返還する場合</u>	<u>返 還 額</u>	(新設)
<p><u>1 建物の用途・構造を変更し又は改築若しくは増築その他危険が著しく増加したこと等による解除、共済目的の調査拒否による解除その他その原因が加入者の責に帰すべき事由による解除の場合</u></p>	<p><u>共済掛金から共済掛金に既経過月数に応じた下記の係数を乗じて得た額を差し引いた残額。</u></p>	
<p><u>2 建物の用途・構造を変更し又は改築若しくは増築その他危険が著しく増加したこと等による解除の場合で、解除の原因となった事実の発生が加入者の責めに帰すべき事由によらないとき</u></p>	<p><u>共済掛金に未経過日数の共済責任期間に対する割合を乗じて得た額</u></p>	
<p><u>3 1及び2による解除以外の事由による解除の場合であつて、その解除の原因が加入者の責めに帰すべき事由によらないとき</u></p>	<p><u>共済掛金に未経過日数の共済責任期間に対する割合を乗じて得た額</u></p>	

改 正	現 行																									
<p><u>1の既経過月数に応じた係数</u></p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;"><u>既経過共済 責任期間（月）</u></th> <th style="text-align: center;"><u>係 数 （%）</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td style="text-align: center;"><u>1</u></td><td style="text-align: center;"><u>20.0</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;"><u>2</u></td><td style="text-align: center;"><u>30.0</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;"><u>3</u></td><td style="text-align: center;"><u>40.0</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;"><u>4</u></td><td style="text-align: center;"><u>50.0</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;"><u>5</u></td><td style="text-align: center;"><u>60.0</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;"><u>6</u></td><td style="text-align: center;"><u>70.0</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;"><u>7</u></td><td style="text-align: center;"><u>75.0</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;"><u>8</u></td><td style="text-align: center;"><u>80.0</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;"><u>9</u></td><td style="text-align: center;"><u>85.0</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;"><u>10</u></td><td style="text-align: center;"><u>90.0</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;"><u>11</u></td><td style="text-align: center;"><u>95.0</u></td></tr> </tbody> </table> <p><u>(注) 既経過期間の月数は、共済責任の開始の日から起算して翌月の応 当日までを1月と計算し、30日未満の端数があるときは、これを切り 上げて1月とする。</u></p> <p>3 第<u>22</u>条（通知義務）第3項の規定により、この組合が共済関係を解除した場合において、解除の事実の発生が加入者の責めに帰すべき事由によらないときは、前項の規定にかかわらず、共済掛金のうち未経過期間に対して日割りをもって計算した金額を返還します。</p> <p>4 第<u>22</u>条（通知義務）第3項、第<u>23</u>条（危険増加による解除）第1項及び第<u>26</u>条（共済目的の調査拒否による解除）第1項以外の事由によ</p>		<u>既経過共済 責任期間（月）</u>	<u>係 数 （%）</u>	<u>1</u>	<u>20.0</u>	<u>2</u>	<u>30.0</u>	<u>3</u>	<u>40.0</u>	<u>4</u>	<u>50.0</u>	<u>5</u>	<u>60.0</u>	<u>6</u>	<u>70.0</u>	<u>7</u>	<u>75.0</u>	<u>8</u>	<u>80.0</u>	<u>9</u>	<u>85.0</u>	<u>10</u>	<u>90.0</u>	<u>11</u>	<u>95.0</u>	<p>3 第<u>20</u>条（通知義務）第3項の規定により、この組合が共済関係を解除した場合において、解除の事実の発生が加入者の責めに帰すべき事由によらないときは、前項の規定にかかわらず、共済掛金のうち未経過期間に対して日割りをもって計算した金額を返還します。</p> <p>4 第<u>20</u>条（通知義務）第3項、第<u>21</u>条（危険増加による解除）第1項及び第<u>24</u>条（共済目的の調査拒否による解除）第1項以外の事由によ</p>
<u>既経過共済 責任期間（月）</u>	<u>係 数 （%）</u>																									
<u>1</u>	<u>20.0</u>																									
<u>2</u>	<u>30.0</u>																									
<u>3</u>	<u>40.0</u>																									
<u>4</u>	<u>50.0</u>																									
<u>5</u>	<u>60.0</u>																									
<u>6</u>	<u>70.0</u>																									
<u>7</u>	<u>75.0</u>																									
<u>8</u>	<u>80.0</u>																									
<u>9</u>	<u>85.0</u>																									
<u>10</u>	<u>90.0</u>																									
<u>11</u>	<u>95.0</u>																									

改 正	現 行
<p>り共済関係が解除された場合において、その解除の原因が加入者の責めに帰すべき事由によるときは、払込みを受けた共済掛金から既経過期間に対して第2項の表により計算した共済掛金を差し引いた残額を返還します。</p> <p>5 第22条（通知義務）第3項、第23条（危険増加による解除）第1項及び第26条（共済目的の調査拒否による解除）第1項以外の事由により共済関係が解除された場合において、その解除の原因が加入者の責めに帰すべき事由によらないときは、共済掛金のうち未経過期間に対して日割りをもって計算した金額を返還します。</p> <p>（共済掛金の返還—失効の場合）</p> <p>第33条 第28条（共済関係の失効）の規定により共済関係が失効した場合において、その失効の原因が加入者の責めに帰すべき事由によらないときは、この組合は共済掛金のうち未経過期間に対して日割りをもって計算した金額を返還します。</p> <p>（共済掛金の返還—超過による共済金額の減額の場合）</p> <p>第34条 この組合は、第29条（超過共済による共済金額の減額）第1項により共済関係が取り消された場合は、共済関係の成立の時に遡って、取り消された部分に対応する共済掛金を返還します。</p> <p>2 この組合は、第29条（超過共済による共済金額の減額）第2項により、共済金額の減額を行う場合は、共済掛金のうち未経過期間に対して日割りをもって計算した金額を返還します。</p> <p>第35条（略）</p>	<p>り共済関係が解除された場合において、その解除の原因が加入者の責めに帰すべき事由によるときは、払込みを受けた共済掛金から既経過期間に対してこの組合の定める係数をもって計算した共済掛金を差し引いた残額を返還します。</p> <p>5 第20条（通知義務）第3項、第21条（危険増加による解除）第1項及び第24条（共済目的の調査拒否による解除）第1項以外の事由により共済関係が解除された場合において、その解除の原因が加入者の責めに帰すべき事由によらないときは、共済掛金のうち未経過期間に対して日割りをもって計算した金額を返還します。</p> <p>（共済掛金の返還—失効の場合）</p> <p>第31条 第26条（共済関係の失効）の規定により共済関係が失効した場合において、その失効の原因が加入者の責めに帰すべき事由によらないときは、この組合は共済掛金のうち未経過期間に対して日割りをもって計算した金額を返還します。</p> <p>（共済掛金の返還—超過による共済金額の減額の場合）</p> <p>第32条 この組合は、第27条（超過共済による共済金額の減額）第1項により共済関係が取り消された場合は、共済関係の成立の時に遡って、取り消された部分に対応する共済掛金を返還します。</p> <p>2 この組合は、第27条（超過共済による共済金額の減額）第2項により、共済金額の減額を行う場合は、共済掛金のうち未経過期間に対して日割りをもって計算した金額を返還します。</p> <p>第33条（略）</p>

改 正	現 行
<p>(損害防止義務)</p> <p>第36条 (略)</p> <p>2 加入者は、第3条(損害共済金を支払う場合)の事故若しくは第5条(地震火災費用共済金を支払う場合)の事故及び第9条(水道管凍結修理費用共済金を支払う場合)の事故が発生した場合又はその原因が発生した場合は、損害の防止又は軽減に努めなければなりません。</p> <p>3 (略)</p> <p>第37条・第38条 (略)</p> <p>(第三者に対する権利の取得)</p> <p>第39条 (略)</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第37条(残存物)第2項の規定は、第1項の規定により代位権を取得した場合において準用します。</p> <p>(共済金の支払時期)</p> <p>第40条 この組合は、加入者が第35条(損害発生の場合の手続)の手続をし、組合が要求した共済金の請求に必要な書類が到達した日の翌日から30日以内に、次の事項の確認をした上で、共済金を支払います。</p> <p>(表略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(損害防止義務)</p> <p>第34条 (略)</p> <p>2 加入者は、第3条(損害共済金を支払う場合)の事故若しくは第5条(地震火災費用共済金を支払う場合)の事故が発生した場合又はその原因が発生した場合は、損害の防止又は軽減に努めなければなりません。</p> <p>3 (略)</p> <p>第35条・第36条 (略)</p> <p>(第三者に対する権利の取得)</p> <p>第37条 (略)</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第35条(残存物)第2項の規定は、第1項の規定により代位権を取得した場合において準用します。</p> <p>(共済金の支払時期)</p> <p>第38条 この組合は、加入者が第33条(損害発生の場合の手続)の手続をし、組合が要求した共済金の請求に必要な書類が到達した日の翌日から30日以内に、次の事項の確認をした上で、共済金を支払います。</p> <p>(表略)</p> <p>2 (略)</p>

改 正	現 行												
<p>第 41 条 (略)</p> <p>(共済関係の継続)</p> <p>第 42 条 共済責任期間の満了に際し、共済責任期間の更新をしようとする場合において、建物共済加入申込書に記載した事項に変更があったときは、加入者は書面をもってこれをこの組合に告げなければなりません。この場合の告知については第 <u>20</u> 条 (告知義務) の規定を適用します。</p> <p>2 (略)</p> <p>第 43 条～第 45 条 (略)</p> <p><u>(約款の変更を行う場合の対応)</u></p> <p>第 46 条 <u>この組合は、この約款を変更するときは、変更する旨及び変更点並びにその効力の発生時期を農業共済団体の事務所に備え置き一般の閲覧に供するとともに、インターネットのホームページへ公表するほか、広報誌等に掲載することにより、加入者及び加入資格者に対し周知するものとします。</u></p> <p>別表 第 <u>17</u> 条第 2 項の共済金の種類別の支払限度額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">共済金の種類</th> <th style="text-align: center;">支払限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	共済金の種類	支払限度額	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>第 39 条 (略)</p> <p>(共済関係の継続)</p> <p>第 40 条 共済責任期間の満了に際し、共済責任期間の更新をしようとする場合において、建物共済加入申込書に記載した事項に変更があったときは、加入者は書面をもってこれをこの組合に告げなければなりません。この場合の告知については第 <u>18</u> 条 (告知義務) の規定を適用します。</p> <p>2 (略)</p> <p>第 41 条～第 43 条 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>別表 第 <u>15</u> 条第 2 項の共済金の種類別の支払限度額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">共済金の種類</th> <th style="text-align: center;">支払限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	共済金の種類	支払限度額	(略)	(略)	(略)	(略)
共済金の種類	支払限度額												
(略)	(略)												
(略)	(略)												
共済金の種類	支払限度額												
(略)	(略)												
(略)	(略)												

改 正		現 行	
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
6 (略)	1回の事故につき <u>50</u> 万円 (他の重複契約関係に、1被災世帯当たりの支払額が <u>50</u> 万円を超えるものがあるときは、その支払額のうち最も高い額) に被災世帯の数を乗じて得た額	6 (略)	1回の事故につき <u>20</u> 万円 (他の重複契約関係に、1被災世帯当たりの支払額が <u>20</u> 万円を超えるものがあるときは、その支払額のうち最も高い額) に被災世帯の数を乗じて得た額
<u>7 第9条 (水道管凍結修理費用共済金を支払う場合) の水道管凍結修理費用共済金</u>	<u>水道管凍結修理費用の額</u>	(新設)	(新設)
建物総合共済約款		建物総合共済約款	
(共済責任期間)		(共済責任期間)	
第2条 (略)		第2条 (略)	
2 (略)		2 (略)	
3 共済責任期間が始まった後であっても、この組合は、共済掛金等の払込み前に発生した事故による損害又はその事故の発生に伴い生じた費用に対しては、共済金 (損害共済金、残存物取片付け費用共済金、特別費用共済金、損害防止費用共済金、 <u>失火見舞費用共済金及び水道管凍結修理費用共済金</u> をいいます。以下同様とします。) を支払いません。		3 共済責任期間が始まった後であっても、この組合は、共済掛金等の払込み前に発生した事故による損害又はその事故の発生に伴い生じた費用に対しては、共済金 (損害共済金、残存物取片付け費用共済金、特別費用共済金、損害防止費用共済金 <u>及び失火見舞費用共済金</u> をいいます。以下同様とします。) を支払いません。	

改 正	現 行
<p>4 (略)</p> <p>(損害防止費用共済金を支払う場合)</p> <p>第6条 この組合は、この約款に従い、共済目的について加入者が第34条 (損害防止義務) 第2項の規定により第3条 (損害共済金を支払う場合) の損害の防止又は軽減のために必要な費用 (以下「損害防止軽減費用」といいます。) を負担した場合において、次の各号に掲げる費用 (その費用に係る物の損害について、第3条 (損害共済金を支払う場合) の損害として填補される部分を除きます。) に対して、損害防止費用共済金を支払います。</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p> <p><u>(水道管凍結修理費用共済金を支払う場合)</u></p> <p>第8条 <u>この組合は、この約款に従い、共済目的である建物の専用水道管の凍結により生じた破損(第3条6号による損害により共済金を支払う場合及びパッキングのみに生じた損害を除きます。)に伴い当該専用水道管の復旧に要する費用(以下「水道管凍結修理費用」といいます。)に対して、水道管凍結修理費用共済金を支払います。ただし、区分所有建物の専有部分を共済の対象とする場合は共用部分の専用水道管について、区分所有建物の共用部分を共済の対象とする場合は専有部分の専用水道管について水道管凍結修理費用共済金を支払いません。</u></p> <p>(損害共済金の支払額)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>4 (略)</p> <p>(損害防止費用共済金を支払う場合)</p> <p>第6条 この組合は、この約款に従い、共済目的について加入者が第32条 (損害防止義務) 第2項の規定により第3条 (損害共済金を支払う場合) の損害の防止又は軽減のために必要な費用 (以下「損害防止軽減費用」といいます。) を負担した場合において、次の各号に掲げる費用 (その費用に係る物の損害について、第3条 (損害共済金を支払う場合) の損害として填補される部分を除きます。) に対して、損害防止費用共済金を支払います。</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(損害共済金の支払額)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 (略)</p>

改 正	現 行
<p>3 加入者が故意又は重大な過失によって第 <u>34</u> 条（損害防止義務）第 1 項及び第 2 項の規定による義務を怠った場合は、損害の額から防止又は軽減することができたと認められる額を差し引いて得た額を損害の額とみなします。</p> <p>4 （略）</p> <p>第 10 条～第 12 条 （略）</p> <p>（失火見舞費用共済金の支払額）</p> <p>第 13 条 この組合は、失火見舞費用共済金として、第 7 条（失火見舞費用共済金を支払う場合）の損害が発生した世帯又は法人（以下「被災世帯」といいます。）の数に 1 被災世帯あたりの支払額（<u>50</u> 万円）を乗じて得た額を支払います。ただし、1 回の事故につき、共済金額（共済金額が共済価額を超えるときは、共済価額とします。）の 20% に相当する額を限度とします。</p> <p>2 （略）</p> <p>（水道管凍結修理費用共済金の支払額）</p> <p>第 14 条 <u>この組合は、水道管凍結修理費用の額を水道管凍結修理費用共済金として支払います。ただし、1 回の事故につき、10 万円を限度とします。</u></p> <p><u>2 前項の場合において、この組合は、前項の規定によって支払うべき水道管凍結修理費用共済金と他の共済金との合計額が共済金額を超えるときでも、支払います。</u></p>	<p>3 加入者が故意又は重大な過失によって第 <u>32</u> 条（損害防止義務）第 1 項及び第 2 項の規定による義務を怠った場合は、損害の額から防止又は軽減することができたと認められる額を差し引いて得た額を損害の額とみなします。</p> <p>4 （略）</p> <p>第 9 条～第 11 条 （略）</p> <p>（失火見舞費用共済金の支払額）</p> <p>第 12 条 この組合は、失火見舞費用共済金として、第 7 条（失火見舞費用共済金を支払う場合）の損害が発生した世帯又は法人（以下「被災世帯」といいます。）の数に 1 被災世帯あたりの支払額（<u>20</u> 万円）を乗じて得た額を支払います。ただし、1 回の事故につき、共済金額（共済金額が共済価額を超えるときは、共済価額とします。）の 20% に相当する額を限度とします。</p> <p>2 （略）</p> <p>（新設）</p>

改 正	現 行
<p>(他の保険契約等がある場合の共済金の支払額)</p> <p>第15条 共済目的について第3条(損害共済金を支払う場合)の損害又は第4条(残存物取片付け費用共済金を支払う場合)から第8条(<u>水道管凍結修理費用共済金を支払う場合</u>)までの費用に対して保険金又は共済金を支払うべき他の保険契約又は共済契約若しくは共済関係(以下「重複契約関係」といいます。)がある場合であっても、第9条(損害共済金の支払額)から第14条(<u>水道管凍結修理費用共済金の支払額</u>)までの規定により算出した共済金を支払います。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(共済金を支払わない損害)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>(1) 加入者又はその者の法定代理人(加入者が法人であるときは、その理事、取締役又は法人の業務を執行するその他の機関。以下この条において同様とします。)の故意又は重大な過失によって発生した損害。ただし、第42条(他人の所有する物を建物共済に付した場合)の規定により、他人の所有する物を建物共済に付したときは、加入者又はその者の法定代理人の故意によって発生した損害。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 加入者でない者が共済金の全部又は一部を受け取るべき場合においては、その者又はその者の法定代理人の故意又は重大な過失によって発生した損害(他の者が受け取るべき金額については除きます。)。ただし、第42条(他人の所有する物を建物共済に付した場合)の規定により、他人の所有する物を建物共済に付したときは、その者又はその者の法定代理人の故意によって発生した損害。</p>	<p>(他の保険契約等がある場合の共済金の支払額)</p> <p>第13条 共済目的について第3条(損害共済金を支払う場合)の損害又は第4条(残存物取片付け費用共済金を支払う場合)から第7条(<u>失火見舞費用共済金を支払う場合</u>)までの費用に対して保険金又は共済金を支払うべき他の保険契約又は共済契約若しくは共済関係(以下「重複契約関係」といいます。)がある場合であっても、第8条(損害共済金の支払額)から第12条(<u>失火見舞費用共済金の支払額</u>)までの規定により算出した共済金を支払います。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(共済金を支払わない損害)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>(1) 加入者又はその者の法定代理人(加入者が法人であるときは、その理事、取締役又は法人の業務を執行するその他の機関。以下この条において同様とします。)の故意又は重大な過失によって発生した損害。ただし、第40条(他人の所有する物を建物共済に付した場合)の規定により、他人の所有する物を建物共済に付したときは、加入者又はその者の法定代理人の故意によって発生した損害。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 加入者でない者が共済金の全部又は一部を受け取るべき場合においては、その者又はその者の法定代理人の故意又は重大な過失によって発生した損害(他の者が受け取るべき金額については除きます。)。ただし、第40条(他人の所有する物を建物共済に付した場合)の規定により、他人の所有する物を建物共済に付したときは、その者又はその者の法定代理人の故意によって発生した損害。</p>

改 正	現 行
<p>(4)、(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(共済金を支払わない場合)</p> <p>第17条 この組合は、次の場合には、共済金を支払いません。</p> <p>(1) 加入者が第33条（損害発生の場合の手続）第1項の通知を怠り、又は故意若しくは重大な過失によって不実の通知をした場合</p> <p>(2) 加入者が正当な理由がないのに第33条（損害発生の場合の手続）第2項の調査を妨害した場合</p> <p>(3) 加入者が第34条（損害防止義務）第3項の指示に従わなかった場合</p> <p>(4) 第22条（重大事由による解除）第1項により解除した場合</p> <p>(5) 加入者が共済金の支払請求手続を行使することができる時から3年間行使しない場合</p> <p>(6) 第29条（告知・通知義務の承認の場合）の規定により共済掛金等が追加徴収になる場合において、この組合の請求に対し加入者が支払を怠った場合</p> <p>第18条 (略)</p> <p>(告知義務違反による解除)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の解除が損害発生の後に行われた場合において、この組合は、第25条（共済関係の解除の効力）の規定にかかわらず、共済金を支払</p>	<p>(4)、(5)</p> <p>2 (略)</p> <p>(共済金を支払わない場合)</p> <p>第15条 この組合は、次の場合には、共済金を支払いません。</p> <p>(1) 加入者が第31条（損害発生の場合の手続）第1項の通知を怠り、又は故意若しくは重大な過失によって不実の通知をした場合</p> <p>(2) 加入者が正当な理由がないのに第31条（損害発生の場合の手続）第2項の調査を妨害した場合</p> <p>(3) 加入者が第32条（損害防止義務）第3項の指示に従わなかった場合</p> <p>(4) 第20条（重大事由による解除）第1項により解除した場合</p> <p>(5) 加入者が共済金の支払請求手続を3年間怠った場合</p> <p>(6) 第27条（告知・通知義務の承認の場合）の規定により共済掛金等が追加徴収になる場合において、この組合の請求に対し加入者が支払を怠った場合</p> <p>第16条 (略)</p> <p>(告知義務違反による解除)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の解除が損害発生の後に行われた場合において、この組合は、第23条（共済関係の解除の効力）の規定にかかわらず、共済金を支払</p>

改 正	現 行
<p>いません。もし、既に共済金を支払っていたときは、この組合は、その共済金の返還を請求することができます。ただし、解除の原因となった事実に基づかずに発生した損害については、この組合は共済金を支払います。</p> <p>4 (略)</p> <p>(通知義務) 第20条 (1)～(3) (略) (4) 共済目的が第3条(損害共済金を支払う場合) <u>又は第8条(水道管凍結修理費用共済金を支払う場合)</u>の事故以外の原因により破損したこと (5)～(10) (略) 2～5 (略)</p> <p>(危険増加による解除) 第21条 (略) 2 (略) 3 第1項の解除が損害発生の後に行われた場合において、この組合は第<u>25</u>条(共済関係の解除の効力)の規定にかかわらず、解除となる事実が発生した時から解除される時までに発生した損害については、共済金を支払いません。また、既に共済金を支払っていたときは、この組合はその共済金の返還を請求することができます。 4 (略)</p>	<p>いません。もし、既に共済金を支払っていたときは、この組合は、その共済金の返還を請求することができます。ただし、解除の原因となった事実に基づかずに発生した損害については、この組合は共済金を支払います。</p> <p>4 (略)</p> <p>(通知義務) 第18条 (略) (1)～(3) (略) (4) 共済目的が第3条(損害共済金を支払う場合)の事故以外の原因により破損したこと (5)～(10) (略) 2～5 (略)</p> <p>(危険増加による解除) 第19条 (略) 2 (略) 3 第1項の解除が損害発生の後に行われた場合において、この組合は第<u>23</u>条(共済関係の解除の効力)の規定にかかわらず、解除となる事実が発生した時から解除される時までに発生した損害については、共済金を支払いません。また、既に共済金を支払っていたときは、この組合はその共済金の返還を請求することができます。 4 (略)</p>

改 正	現 行
<p>(重大事由による解除)</p> <p>第22条 (略)</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>2 前項による解除が損害が発生した後に行われた場合において、この組合は第25条(共済関係の解除の効力)の規定にかかわらず、前項第1号から第3号までの事由が発生した時から解除された時まで発生した損害については、共済金を支払いません。また、既に共済金を支払っていたときは、この組合は、その共済金の返還を請求することができます。</p> <p>3 (略)</p> <p>第23条~第25条 (略)</p> <p>(共済関係の失効)</p> <p>第26条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 共済目的が第16条(共済金を支払わない損害)の事故によって滅失したこと</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 共済目的について譲渡又は相続その他の包括承継があった場合は、第41条(共済関係の承継)第1項の規定により共済関係を承継したときを除き、その共済関係は、その譲渡又は相続その他の包括承継があった時からその効力を失います。</p> <p>第27条・第28条 (略)</p>	<p>(重大事由による解除)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>2 前項による解除が損害が発生した後に行われた場合において、この組合は第23条(共済関係の解除の効力)の規定にかかわらず、前項第1号から第3号までの事由が発生した時から解除された時まで発生した損害については、共済金を支払いません。また、既に共済金を支払っていたときは、この組合は、その共済金の返還を請求することができます。</p> <p>3 (略)</p> <p>第21条~第23条 (略)</p> <p>(共済関係の失効)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 共済目的が第14条(共済金を支払わない損害)の事故によって滅失したこと</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 共済目的について譲渡又は相続その他の包括承継があった場合は、第39条(共済関係の承継)第1項の規定により共済関係を承継したときを除き、その共済関係は、その譲渡又は相続その他の包括承継があった時からその効力を失います。</p> <p>第25条・第26条 (略)</p>

改 正			現 行		
<p>(告知・通知義務の承認又は共済関係承継の承諾の場合)</p> <p>第29条 第18条(告知義務)、第20条(通知義務)第1項又は第41条(共済関係の承継)第1項の承認又は承諾をする場合には、この組合は、<u>次の表</u>に定めるところに従い、追加共済掛金等の支払請求又は共済掛金の減額をすることができます。</p>			<p>(告知・通知義務の承認の場合)</p> <p>第27条 第16条(告知義務)、第18条(通知義務)第1項又は第39条(共済関係の承継)第1項の承認又は承諾をする場合には、この組合は、<u>別</u>に定めるところに従い、追加共済掛金等の支払請求又は共済掛金の減額をすることができます。</p>		
<u>承認又は承諾する場合</u>	<u>追 加 額</u>	<u>払 戻 額</u>			
<u>1 加入者が第3条(共済金を支払う場合)の事故による損害が発生する前に建物共済加入申込書の記載事項について更正の申出をし、組合がこれを承認する場合</u>	<u>共済金額に記載事項の更正後に適用される共済掛金率及び事務費賦課金率を乗じて得た共済掛金等の額から既に領収した共済掛金等を差し引いた残額</u>	<u>既に領収した共済掛金から共済金額に記載事項の更正後に適用される共済掛金率を乗じて得た共済掛金の額を差し引いた残額</u>			
<u>2 加入者が共済責任の開始後、建物の用途・構造を変更し又は改築若しくは増築等について共済目的の異動を通知し、又は共済目的</u>	<u>承認又は承諾した日以後の未経過共済責任期間日数に対して、変更後の共済掛金等の額から変更前の共済掛金等の額を差し引いた残額</u>	<u>承認又は承諾した日以後の未経過共済責任期間日数に対して、変更前の共済掛金等の額から変更後の共済掛金等の額を差し引いた残額</u>			

改 正		現 行
<p><u>の譲受人及び相続人その他の包括承継人が共済関係の承継の承諾申請をし、組合がこれを承認し、又は承諾する場合</u></p>		
<p>(共済掛金の返還—解除の場合)</p> <p>第30条 第19条（告知義務違反による解除）第1項、第22条（重大事由による解除）第1項又は第33条（損害発生の場合の手續）第4項の規定により、この組合が共済関係を解除した場合は、共済掛金等は返還しません。</p> <p>2 第20条（通知義務）第3項、第21条（危険増加による解除）第1項又は第24条（共済目的の調査拒否による解除）第1項の規定により、この組合が共済関係を解除した場合は、払込みを受けた共済掛金から既経過期間に対して<u>次の表により</u>計算した共済掛金を差し引いた残額を返還します。</p>		<p>(共済掛金の返還—解除の場合)</p> <p>第28条 第17条（告知義務違反による解除）第1項、第20条（重大事由による解除）第1項又は第31条（損害発生の場合の手續）第4項の規定により、この組合が共済関係を解除した場合は、共済掛金等は返還しません。</p> <p>2 第18条（通知義務）第3項、第19条（危険増加による解除）第1項又は第22条（共済目的の調査拒否による解除）第1項の規定により、この組合が共済関係を解除した場合は、払込みを受けた共済掛金から既経過期間に対して<u>この組合の定める係数をもって</u>計算した共済掛金を差し引いた残額を返還します。</p>
<p><u>返還する場合</u></p> <p>1 <u>建物の用途・構造を変更し又は改築若しくは増築その他危険が著しく増加したこと等による解除、共済目的の調査拒否による解除その他その原因が</u></p>	<p><u>返 還 額</u></p> <p><u>共済掛金から共済掛金に経過月数に応じた下記の係数を乗じて得た額を差し引いた残額。</u></p>	

改 正		現 行
<u>加入者の責に帰すべき事由による解除の場合</u>		
<u>2 建物の用途・構造を変更し又は改築若しくは増築その他危険が著しく増加したこと等による解除の場合で、解除の原因となった事実の発生が加入者の責めに帰すべき事由によらないとき</u>	<u>共済掛金に未経過日数の共済責任期間に対する割合を乗じて得た額</u>	
<u>3 1及び2による解除以外の事由による解除の場合であって、その解除の原因が加入者の責めに帰すべき事由によらないとき</u>	<u>共済掛金に未経過日数の共済責任期間に対する割合を乗じて得た額</u>	
<u>1の既経過月数に応じた係数</u>		
<u>既経過共済責任期間（月）</u>	<u>係 数（%）</u>	
<u>1</u>	<u>20.0</u>	
<u>2</u>	<u>30.0</u>	
<u>3</u>	<u>40.0</u>	
<u>4</u>	<u>50.0</u>	
<u>5</u>	<u>60.0</u>	

改 正		現 行
<u>6</u>	<u>70.0</u>	
<u>7</u>	<u>75.0</u>	
<u>8</u>	<u>80.0</u>	
<u>9</u>	<u>85.0</u>	
<u>10</u>	<u>90.0</u>	
<u>11</u>	<u>95.0</u>	
<p>(注) <u>既経過期間の月数は、共済責任の開始の日から起算して翌月の応当日までを1月と計算し、30日未満の端数があるときは、これを切り上げて1月とする。</u></p>		
<p>3 <u>第20条</u>（通知義務）第3項の規定により、この組合が共済関係を解除した場合において、解除の事実の発生が加入者の責めに帰すべき事由によらないときは、前項の規定にかかわらず、共済掛金のうち未経過期間に対して日割りをもって計算した金額を返還します。</p>	<p>3 <u>第18条</u>（通知義務）第3項の規定により、この組合が共済関係を解除した場合において、解除の事実の発生が加入者の責めに帰すべき事由によらないときは、前項の規定にかかわらず、共済掛金のうち未経過期間に対して日割りをもって計算した金額を返還します。</p>	
<p>4 <u>第20条</u>（通知義務）第3項、<u>第21条</u>（危険増加による解除）第1項及び<u>第24条</u>（共済目的の調査拒否による解除）第1項以外の事由により共済関係が解除された場合において、その解除の原因が加入者の責めに帰すべき事由によるときは、払込みを受けた共済掛金から既経過期間に対して<u>第2項の表により</u>計算した共済掛金を差し引いた残額を返還します。</p>	<p>4 <u>第18条</u>（通知義務）第3項、<u>第19条</u>（危険増加による解除）第1項及び<u>第22条</u>（共済目的の調査拒否による解除）第1項以外の事由により共済関係が解除された場合において、その解除の原因が加入者の責めに帰すべき事由によるときは、払込みを受けた共済掛金から既経過期間に対して<u>この組合の定める係数をもって</u>計算した共済掛金を差し引いた残額を返還します。</p>	
<p>5 <u>第20条</u>（通知義務）第3項、<u>第21条</u>（危険増加による解除）第1項及び<u>第24条</u>（共済目的の調査拒否による解除）第1項以外の事由により共済関係が解除された場合において、その解除の原因が加入者の責めに帰すべき事由によらないときは、共済掛金のうち未経過期間に対して</p>	<p>5 <u>第18条</u>（通知義務）第3項、<u>第19条</u>（危険増加による解除）第1項及び<u>第22条</u>（共済目的の調査拒否による解除）第1項以外の事由により共済関係が解除された場合において、その解除の原因が加入者の責めに帰すべき事由によらないときは、共済掛金のうち未経過期間に対して日割りをもって計算した金額を返還します。</p>	

改 正	現 行
<p>日割りをもって計算した金額を返還します。</p> <p>(共済掛金の返還—失効の場合)</p> <p>第31条 第26条（共済関係の失効）の規定により共済関係が失効した場合において、その失効の原因が加入者の責めに帰すべき事由によらないときは、この組合は共済掛金のうち未経過期間に対して日割りをもって計算した金額を返還します。</p> <p>(共済掛金の返還—超過による共済金額の減額の場合)</p> <p>第32条 この組合は、第27条（超過共済による共済金額の減額）第1項により共済関係が取り消された場合は、共済関係の成立の時に遡って、取り消された部分に対応する共済掛金を返還します。</p> <p>2 この組合は、第27条（超過共済による共済金額の減額）第2項により、共済金額の減額を行う場合は、共済掛金のうち未経過期間に対して日割りをもって計算した金額を返還します。</p> <p>第33条～第36条 （略）</p> <p>(第三者に対する権利の取得)</p> <p>第37条 （略）</p> <p>(1)、(2)（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 第35条（残存物）第2項の規定は、第1項の規定により代位権を取得した場合において準用します。</p>	<p>(共済掛金の返還—失効の場合)</p> <p>第29条 第24条（共済関係の失効）の規定により共済関係が失効した場合において、その失効の原因が加入者の責めに帰すべき事由によらないときは、この組合は共済掛金のうち未経過期間に対して日割りをもって計算した金額を返還します。</p> <p>(共済掛金の返還—超過による共済金額の減額の場合)</p> <p>第30条 この組合は、第25条（超過共済による共済金額の減額）第1項により共済関係が取り消された場合は、共済関係の成立の時に遡って、取り消された部分に対応する共済掛金を返還します。</p> <p>2 この組合は、第25条（超過共済による共済金額の減額）第2項により、共済金額の減額を行う場合は、共済掛金のうち未経過期間に対して日割りをもって計算した金額を返還します。</p> <p>第31条～第34条 （略）</p> <p>(第三者に対する権利の取得)</p> <p>第35条 （略）</p> <p>(1)、(2)（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 第33条（残存物）第2項の規定は、第1項の規定により代位権を取得した場合において準用します。</p>

改 正	現 行
<p>(共済金の支払時期)</p> <p>第 38 条 この組合は、加入者が第 33 条（損害発生の場合の手続）の手続をし、組合が要求した共済金の請求に必要な書類が到達した日の翌日から 30 日以内に、次の事項の確認をした上で、共済金を支払います。 （表略）</p> <p>第 39 条（略）</p> <p>(共済関係の継続)</p> <p>第 40 条 共済責任期間の満了に際し、共済責任期間の更新をしようとする場合において、建物共済加入申込書に記載した事項に変更があったときは、加入者は書面をもってこれをこの組合に告げなければなりません。この場合の告知については第 18 条（告知義務）の規定を適用します。 2（略）</p> <p>第 41 条～第 43 条（略）</p> <p><u>(約款の変更を行う場合の対応)</u></p> <p>第 44 条 <u>この組合は、この約款を変更するときは、変更する旨及び変更点並びにその効力の発生時期を農業共済団体の事務所に備え置き一般の閲覧に供するとともに、インターネットのホームページへ公表するほか、広報誌等に掲載することにより、加入者及び加入資格者に対し周知するものとします。</u></p>	<p>(共済金の支払時期)</p> <p>第 36 条 この組合は、加入者が第 31 条（損害発生の場合の手続）の手続をし、組合が要求した共済金の請求に必要な書類が到達した日の翌日から 30 日以内に、次の事項の確認をした上で、共済金を支払います。 （表略）</p> <p>第 37 条（略）</p> <p>(共済関係の継続)</p> <p>第 38 条 共済責任期間の満了に際し、共済責任期間の更新をしようとする場合において、建物共済加入申込書に記載した事項に変更があったときは、加入者は書面をもってこれをこの組合に告げなければなりません。この場合の告知については第 16 条（告知義務）の規定を適用します。 2（略）</p> <p>第 39 条～第 41 条（略）</p> <p>（新設）</p>

改 正		現 行	
別表 第15条第2項の共済金の種類別の支払限度額		別表 第13条第1項の共済金の種類別の支払限度額	
共済金の種類	支 払 限 度 額	共済金の種類	支 払 限 度 額
(略)		(略)	
5 (略)	1回の事故につき50万円(他の重複契約関係に、1被災世帯当たりの支払額が50万円を超えるものがあるときは、その支払額のうち最も高い額)に被災世帯の数を乗じて得た額	5 (略)	1回の事故につき20万円(他の重複契約関係に、1被災世帯当たりの支払額が20万円を超えるものがあるときは、その支払額のうち最も高い額)に被災世帯の数を乗じて得た額
6 <u>第8条(水道管凍結修理費用共済金を支払う場合)の水道管凍結修理費用共済金</u>	<u>水道管凍結修理費用の額</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
新価特約条項		新価特約条項	
(損害共済金の支払額)		(損害共済金の支払額)	
第4条 この組合は、損害共済金として建物火災共済約款第10条(損害共済金の支払額)第2項又は建物総合共済約款第9条(損害共済金の支払額)第2項の規定にかかわらず、次の各号の表の額(表中の共済金額		第4条 この組合は、損害共済金として建物火災共済約款第9条(損害共済金の支払額)第2項又は建物総合共済約款第8条(損害共済金の支払額)第2項の規定にかかわらず、次の各号の表の額(表中の共済金額が	

改 正	現 行
<p>が再取得価額を超えるときは、再取得価額に相当する金額とします。)を支払います。 (1)・(2) (略)</p>	<p>再取得価額を超えるときは、再取得価額に相当する金額とします。)を支払います。 (1)・(2) (略)</p>
<p style="text-align: center;">小損害実損填補特約条項</p>	<p style="text-align: center;">小損害実損填補特約条項</p>
<p>(小損害実損填補特約の解除) 第2条 この組合は、建物火災共済約款第 <u>29</u> 条 (超過共済による共済金額の減額) 又は建物総合共済約款第 <u>27</u> 条 (超過共済による共済金額の減額) により共済金額を減額したことにより、建物共済の共済関係が、この特約を付すことができるものに該当しなくなったときは、この特約を解除します。 2・3 (略)</p>	<p>(小損害実損填補特約の解除) 第2条 この組合は、建物火災共済約款第 <u>27</u> 条 (超過共済による共済金額の減額) 又は建物総合共済約款第 <u>25</u> 条 (超過共済による共済金額の減額) により共済金額を減額したことにより、建物共済の共済関係が、この特約を付すことができるものに該当しなくなったときは、この特約を解除します。 2・3 (略)</p>
<p>(損害共済金の支払額) 第3条 この組合は、共済事故 (地震等を除きます。) による損害の額が 30 万円以下であるときは、損害共済金として、建物火災共済約款第 <u>10</u> 条 (損害共済金の支払額) 第 2 項及び建物総合共済約款第 <u>9</u> 条 (損害共済金の支払額) 第 2 項の規定にかかわらず、損害の額に相当する金額を支払います。 2 この組合は、共済事故 (地震等を除きます。) による損害の額が 30 万円を超える場合であって、建物火災共済約款第 <u>10</u> 条 (損害共済金の支払額) 第 2 項及び建物総合共済約款第 <u>9</u> 条 (損害共済金の支払額) 第 2 項の規定により算出した損害共済金が 30 万円に満たないときは、損害</p>	<p>(損害共済金の支払額) 第3条 この組合は、共済事故 (地震等を除きます。) による損害の額が 30 万円以下であるときは、損害共済金として、建物火災共済約款第 <u>9</u> 条 (損害共済金の支払額) 第 2 項及び建物総合共済約款第 <u>8</u> 条 (損害共済金の支払額) 第 2 項の規定にかかわらず、損害の額に相当する金額を支払います。 2 この組合は、共済事故 (地震等を除きます。) による損害の額が 30 万円を超える場合であって、建物火災共済約款第 <u>9</u> 条 (損害共済金の支払額) 第 2 項及び建物総合共済約款 <u>8</u> 条 (損害共済金の支払額) 第 2 項の規定により算出した損害共済金が 30 万円に満たないときは、損害共済</p>

改 正	現 行
<p>共済金として、これらの規定にかかわらず、30万円を支払います。</p> <p>3 共済事故が自然災害であって、損害の額が1万円に満たない場合は、前2項の規定にかかわらず、損害共済金は支払いません。</p> <p style="text-align: center;">臨時費用担保特約条項</p> <p>(臨時費用共済金の支払額)</p> <p>第2条 この組合が支払う臨時費用共済金の額は、建物火災共済約款第10条（損害共済金の支払額）第2項又は建物総合共済約款第9条（損害共済金の支払額）第2項の損害共済金の額に10%、20%又は30%のうち加入者が選択した割合を乗じて得た金額とします。ただし、1回の共済事故につき1建物ごとに250万円を限度とします。</p> <p>2～4（略）</p> <p>(死亡・後遺障害費用共済金を支払わない場合)</p> <p>第4条 建物火災共済約款第18条（共済金を支払わない損害）及び第19条（共済金を支払わない場合）又は建物総合共済約款第16条（共済金を支払わない損害）及び第17条（共済金を支払わない場合）の規定により、共済金が支払われない場合は、死亡・後遺障害費用共済金を支払いません。</p> <p style="text-align: center;">費用共済金不担保特約条項</p>	<p>金として、これらの規定にかかわらず、30万円を支払います。</p> <p>3 共済事故が自然災害であって、損害の額が1万円に満たない場合は、前2項の規定にかかわらず、損害共済金は支払いません。</p> <p style="text-align: center;">臨時費用担保特約条項</p> <p>(臨時費用共済金の支払額)</p> <p>第2条 この組合が支払う臨時費用共済金の額は、建物火災共済約款第9条（損害共済金の支払額）第2項又は建物総合共済約款第8条（損害共済金の支払額）第2項の損害共済金の額に10%、20%又は30%のうち加入者が選択した割合を乗じて得た金額とします。ただし、1回の共済事故につき1建物ごとに250万円を限度とします。</p> <p>2～4（略）</p> <p>(死亡・後遺障害費用共済金を支払わない場合)</p> <p>第4条 建物火災共済約款第16条（共済金を支払わない損害）及び第17条（共済金を支払わない場合）又は建物総合共済約款第14条（共済金を支払わない損害）及び第15条（共済金を支払わない場合）の規定により、共済金が支払われない場合は、死亡・後遺障害費用共済金を支払いません。</p> <p style="text-align: center;">費用共済金不担保特約条項</p>

改 正	現 行
<p>(組合の支払責任)</p> <p>第1条 この組合は、この特約に従い、建物火災共済約款第3条(損害共済金を支払う場合)、<u>第5条(地震火災費用共済金を支払う場合)</u>及び第9条(<u>水道管凍結修理費用共済金を支払う場合</u>)又は建物総合共済約款第3条(損害共済金を支払う場合)第1項若しくは第2項及び第8条(<u>水道管凍結修理費用共済金を支払う場合</u>)の事故によって共済目的が損害を受けた場合において、建物火災共済約款第4条(残存物取片付け費用共済金を支払う場合)から第9条(<u>水道管凍結修理費用共済金</u>を支払う場合)又は建物総合共済約款第4条(残存物取片付け費用共済金を支払う場合)から第8条(<u>水道管凍結修理費用共済金</u>を支払う場合)に規定する費用に係る共済金(以下「費用共済金」といいます。)については、建物火災共済約款第11条(残存物取片付け費用共済金の支払額)から第16条(<u>水道管凍結修理費用共済金の支払額</u>)又は建物総合共済約款第10条(残存物取片付け費用共済金の支払額)から第14条(<u>水道管凍結修理費用共済金の支払額</u>)の規定にかかわらず、支払いません。</p> <p style="text-align: center;">収容農産物補償特約条項</p> <p>(収容農産物損害共済金の支払額)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 加入者が故意又は重大な過失によって建物総合共済約款第34条(損害防止義務)第1項及び第2項の規定による義務を怠った場合は、損害の額から防止又は軽減することができたと認められる金額を差し引い</p>	<p>(組合の支払責任)</p> <p>第1条 この組合は、この特約に従い、建物火災共済約款第3条(損害共済金を支払う場合)<u>若しくは</u>第5条(地震火災費用共済金を支払う場合)又は建物総合共済約款第3条(損害共済金を支払う場合)第1項若しくは第2項の事故によって共済目的が損害を受けた場合において、建物火災共済約款第4条(残存物取片付け費用共済金を支払う場合)から第8条(<u>失火見舞費用共済金</u>を支払う場合)又は建物総合共済約款第4条(残存物取片付け費用共済金を支払う場合)から第7条(<u>失火見舞費用共済金</u>を支払う場合)に規定する費用に係る共済金(以下「費用共済金」といいます。)については、建物火災共済約款第10条(残存物取片付け費用共済金の支払額)から第14条(<u>失火見舞費用共済金の支払額</u>)又は建物総合共済約款第9条(残存物取片付け費用共済金の支払額)から第12条(<u>失火見舞費用共済金の支払額</u>)の規定にかかわらず、支払いません。</p> <p style="text-align: center;">収容農産物補償特約条項</p> <p>(収容農産物損害共済金の支払額)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 加入者が故意又は重大な過失によって建物総合共済約款第32条(損害防止義務)第1項及び第2項の規定による義務を怠った場合は、損害の額から防止又は軽減することができたと認められる金額を差し引い</p>

改 正	現 行
<p>て得た金額を損害の額とみなします。</p> <p>(共済掛金の返還—失効の場合)</p> <p>第5条 建物総合共済約款第 <u>26</u> 条（共済関係の失効）の規定によりこの特約が付された建物総合共済の共済関係が失効した場合において、その失効の原因が加入者の責めに帰すべき事由によらないときは、この組合はこの特約に係る共済掛金のうち未経過期間に対して日割りをもって計算した金額を返還します。</p> <p>(準用規定)</p> <p>第7条 この特約条項には、建物総合共済約款第 <u>15</u> 条（他の保険契約等がある場合の共済金の支払額）から第 <u>25</u> 条（共済関係の解除の効力）まで、第 <u>30</u> 条（共済掛金の返還—解除の場合）、第 <u>33</u> 条（損害発生の場合の手続）から第 <u>38</u> 条（共済金の支払時期）まで、第 <u>40</u> 条（共済関係の継続）から第 <u>42</u> 条（他人の所有する物を建物共済に付した場合）まで及び第 <u>43</u> 条（準拠法）の規定を準用します。</p> <p style="text-align: center;">自動継続特約条項</p> <p>(共済関係の変更)</p> <p>第3条 この特約が付された共済関係について加入者が、共済責任期間が満了する共済関係と異なる内容で共済関係を継続する場合は、建物火災共済約款第 <u>42</u> 条（共済関係の継続）又は建物総合共済約款第 <u>40</u> 条（共</p>	<p>て得た金額を損害の額とみなします。</p> <p>(共済掛金の返還—失効の場合)</p> <p>第5条 建物総合共済約款第 <u>24</u> 条（共済関係の失効）の規定によりこの特約が付された建物総合共済の共済関係が失効した場合において、その失効の原因が加入者の責めに帰すべき事由によらないときは、この組合はこの特約に係る共済掛金のうち未経過期間に対して日割りをもって計算した金額を返還します。</p> <p>(準用規定)</p> <p>第7条 この特約条項には、建物総合共済約款第 <u>13</u> 条（他の保険契約等がある場合の共済金の支払額）から第 <u>23</u> 条（共済関係の解除の効力）まで、第 <u>28</u> 条（共済掛金の返還—解除の場合）、第 <u>31</u> 条（損害発生の場合の手続）から第 <u>36</u> 条（共済金の支払時期）まで、第 <u>38</u> 条（共済関係の継続）から第 <u>40</u> 条（他人の所有する物を建物共済に付した場合）まで及び第 <u>41</u> 条（準拠法）の規定を準用します。</p> <p style="text-align: center;">自動継続特約条項</p> <p>(共済関係の変更)</p> <p>第3条 この特約が付された共済関係について加入者が、共済責任期間が満了する共済関係と異なる内容で共済関係を継続する場合は、建物火災共済約款第 <u>40</u> 条（共済関係の継続）又は建物総合共済約款第 <u>38</u> 条（共</p>

改 正	現 行
<p>済関係の継続) によることとします。</p> <p>(共済掛金等の払込み) 第4条～第9条 (略)</p>	<p>済関係の継続) によることとします。</p> <p>(共済掛金等の払込み) 第4条～第9条 (略)</p>

附 則

この約款は、令和2年6月9日より施行する。なお、改正後の約款は、令和2年4月1日以降に共済責任期間の開始する共済関係から適用する。